

第三次 田村市子ども読書活動推進計画

～未来の夢をかなえる

読書習慣を身に付けるために～



令和2年3月



田村市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 第二次計画期間における進捗状況と課題	2
1. 計画の概要	2
2. 実施状況と主な取り組み例	3
3. 課題について	5
第2章 第三次計画の基本方針	9
1. 基本方針とスローガン	9
2. 計画推進の留意事項	11
第3章 第三次計画の具体的方策	13
《基本方針1》	13
《基本方針2》	18
《基本方針3》	21
第4章 第三次計画の推進体制	25
1. 推進体制	25
2. 計画実施状況に対する定期的な評価	25
3. 計画を達成するための目標値	26
《資料》	27
・ 子どもの読書活動の推進に関する法律	
・ 田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱	

はじめに

国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立し、翌年には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が策定・公表されました。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画が策定されました。

その間、学校図書館法の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制度上の整備がなされた一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題がありました。これらを検証し、平成30年4月に第四次基本計画が策定されたところ です。

本市では、推進法及び国の基本計画、さらに県の子ども読書活動推進計画を踏まえ、田村市の教育理念「地域が育て、地域で育つ市民参加の教育」のもと、家庭、学校、地域が連携し、子どもたちの読書活動をさらに進めるために、平成21年度に田村市子ども読書活動推進計画（以下「第一次計画」という。）、平成26年度に第二次子ども読書活動推進計画（以下「第二次計画」という。）を策定し、少子化の影響による学習環境の変化に対応し、学校図書支援員（学校司書）の配置による学校図書館の活性化、ブックスタート事業による保護者への読書啓発など新たな取り組みを行ってきました。

このような読書活動を取り巻く環境の変化及び、第二次計画における成果と課題を踏まえ、田村市教育大綱の下位計画としての位置づけのもと、令和2年度から今後5年間の子ども読書活動推進計画に関する具体的な方策として「第三次田村市子ども読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）を策定します。

第二次計画期間中の主な出来事

- 平成26年度～平成31年度 小学校6校、中学校1校統廃合
- 平成27年度 図書館事業で子ども司書講座を開始
- 平成28年度 図書館事業で子ども語り手講座を開始
- 平成29年度 社会福祉課・保健課・図書館の連携によりブックスタート事業で絵本のプレゼントが開始された。
- 平成30年度 市内小中学校に学校図書支援員（学校司書）を配置
図書館事業で「おはなしフェスタ」開催
- 令和元年度 市内中学生の校内ビブリオバトル大会を開催

第1章 第二次計画期間における進捗状況と課題

田村市では第二次計画において、3つの基本方針を掲げ、家庭、地域、学校での取り組みについて計画を立て実践してきました。

基本方針1 家庭、地域、学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実

基本方針2 身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実

基本方針3 読書活動への理解と関心を高めるための啓発

1 計画の概要

(1) 基本方針1の「家庭、地域、学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実」について、家庭では、自主的に読書する子どもの育成のために、乳幼児期から読書に親しむ環境をつくり、家庭で読書に親しむ機会の提供と充実の取り組みを計画しました。

図書館では、おはなし会の開催など、さまざまな本と出会い読書の楽しさや学ぶ喜びを知る場として、図書館の活用を推進するとともに、子どもの読書活動に関する情報の収集と提供の取り組みを計画しました。

保育所・幼稚園では日常的に絵本の読み聞かせやおはなしを取り入れ本に触れ合う機会の充実等を、学校等においては朝読^{※1}、家読^{※2}等の読書活動の推進を図る取り組みを計画しました。

(2) 基本方針2の「身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実」について、家庭及び保育所、幼稚園、学校等では、日常的に本に触れることのできるような読書環境の整備と推進を計画しました。図書館では利用しやすい書架配置等の環境整備や多種多様な資料の収集等を計画しました。

(3) 基本方針3の「読書活動への理解と関心を高めるための啓発」について、図書館では家庭や学校などにおける子どもの読書活動を効果的に進めていくための支援や相談体制、保護者やボランティア向けの講座や研修会の開催、育児相談と連携したブックスタート^{※3}事業の実施などで啓発に向けた取り組みの計画をしました。その他、家庭、保育所・幼稚園・学校等においてもそれぞれの立場や基本方針に添った事業を実施するよう啓発計画をしました。

※1 学校で毎朝行う始業時間前の10分間読書。

※2 「ウチドク」。家庭読書の略語で朝読の家庭版のこと。家族の絆づくりの一環として推奨。

※3 イギリスで始まった識字教育のための啓発活動（本市では啓発活動に力点をおき、絵本を配布するだけでなく、読み聞かせの実演を行っています）。

2 実施状況と主な取り組み例

(1) 基本方針1「家庭、地域、学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実」について

① 図書館における取り組み

- ・ 定期的なおはなし会の実施
- ・ 子ども読書の日^{※4}、夏休み期間、冬休み期間の特別おはなし会や読書まつりの実施
- ・ 子ども司書養成講座^{※5}や子ども語り手養成講座の実施
- ・ 学校との連携で、施設見学及び職場体験の受け入れ

② 保育所、幼稚園、こども園、児童館、子育て支援センターにおける取り組み

- ・ 乳幼児の発達に応じた読み聞かせが日常的に行われています。

③ 学校における取り組み

- ・ 小学校で読み聞かせの実施
- ・ 朝の読書の実施
- ・ 市内中学校での校内ビブリオバトル^{※6}大会の開催



めざせ！図書館員講座（図書館）

(2) 基本方針2「身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実について」

① 図書館における取り組み

- ・ 利用者の要望に応じた図書館本館と分館の開館日、開館時間の変更
- ・ 子どもが利用しやすい書架の配置、高さや動線の工夫
- ・ 興味や探求心に対応できるよう様々な図書を提供
- ・ 図書館職員の各種研修の参加による、レファレンスサービス^{※7}、おすすめ本のリスト作成方法などの資質の向上

② 学校及び保育所、幼稚園、こども園、児童館、子育て支援センターにおける取り組み

- ・ 図書コーナーの設置や、年齢に応じた高さや場所への書架の配置など子どもが利用しやすい配慮や工夫

※4 4月23日のこと。広く国民に子どもの読書活動についての関心と理解を深めとともに、子どもの読書意欲を高めるために推進法で設けられた。

※5 学校などで読書活動推進の中心的な役割を果す人材の育成事業。

※6 発表者が読んで面白かった本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。

※7 図書館の資料やデータベースなどを使って、調べものや資料・情報探しのお手伝いをするサービス。

(3) 基本方針3「読書活動への理解と関心を高めるための啓発」について

① 図書館における取り組み

- ・ 読書週間にあわせ、読書活動推進についての講演会の開催
- ・ 読み聞かせボランティア育成の研修会の開催
- ・ 中学生・高校生の職業体験の受け入れ
- ・ ブックスタート事業の際に保護者への読書活動推進についての啓発

② 保育所、幼稚園、こども園、児童館、子育て支援センターにおける取り組み

- ・ 各種行事の際に読書活動のパンフレット等を配布
- ・ 保護者に対し読書活動の意義と必要性などの情報提供
- ・ 保護者へ家庭での読み聞かせに適した図書の紹介

③ 学校における取り組み

- ・ 各学校のホームページや図書館だよりを定期的に発行し、図書の紹介や行事のなど読書活動推進の情報の発信
- ・ 小学校では親子読書^{※8}、ノーメディアデー^{※9}など保護者へ家庭での読書活動推進の呼びかけ
- ・ 中学校では図書委員会による本の紹介ポスターの作成。ホームページでビブリオバトルの様子を発信



園内読書（都路こども園）



絵本の読み聞かせ（船引保育所）

※8 家庭での読み聞かせ。親子のふれあいやコミュニケーションを深め、子どもの心、言葉、夢（想像力）を育てます。

※9 テレビ、ゲーム、インターネットなどのメディアから離れ、家族とのコミュニケーションやその他の活動として使う日。

3 課題について

(1) 基本方針1「家庭、地域、学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実」について

① 図書館における課題

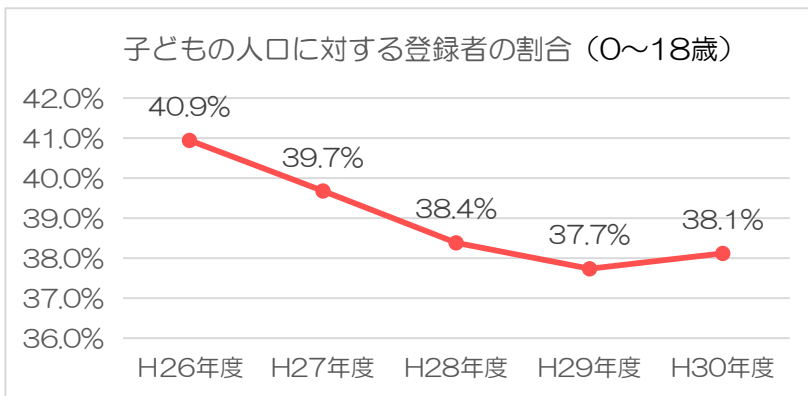
- ・ ボランティア協力者の数が不足し、ボランティア協力者の確保が課題となっています。

数値目標 巡回おはなし会の実施回数
各学年 年間4回 結果 各学年概ね年1回 未達成

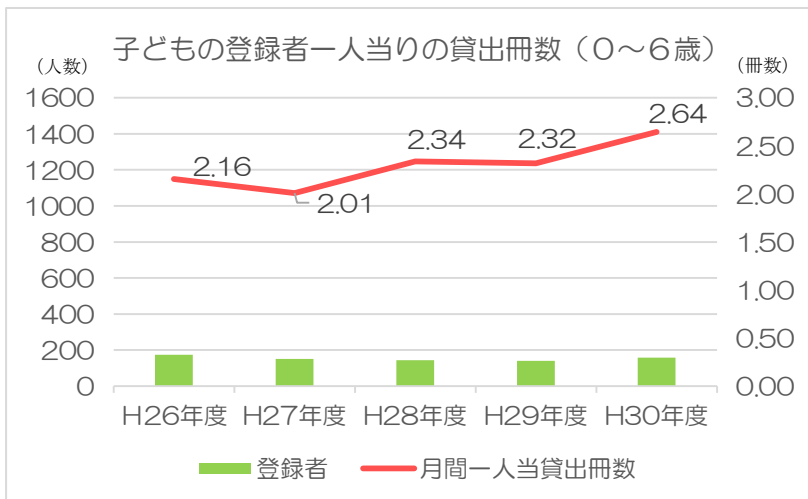
- ・ 子ども司書養成講座などの図書館事業や図書館の利用促進に向けての働きかけが不足しています。

数値目標 子ども司書養成講座の受講者
年間10名 結果 8名 未達成

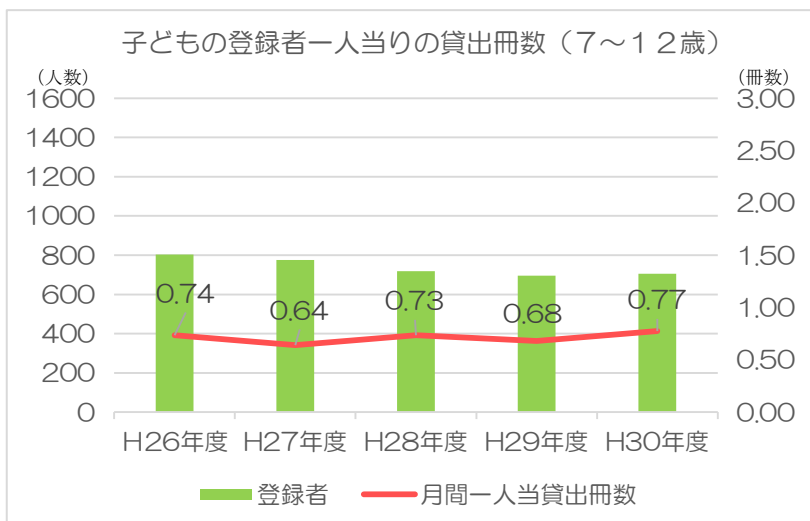
数値目標 子どもの登録者一人当たりの月間利用冊数
月 4冊以上 結果 月0.5冊 未達成



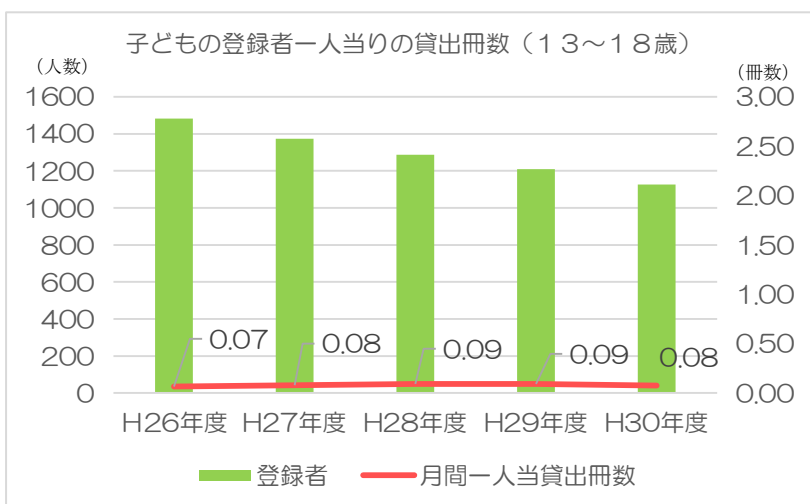
子どもの人口に対する登録者の割合は、平成29年度からわずかに上昇に転じています。



就学前の乳幼児の登録者及び一人当たりの貸出冊数はわずかに増加しています。



小学生児童の登録者は減少する中、一人当たりの貸出冊数は、現状を維持しています。



中高生の登録者は減少の傾向にあり、一人当たりの貸出冊数も低調のまま推移しています。

- ・ 図書館における子どもの登録者数と貸出冊数は、乳幼児及び小学生児童においては、現状維持または増加傾向が見られる一方、中高生においては、落ち込み傾向が続いています。
- ② 公民館（放課後子ども教室）における課題
 - ・ 放課後子ども教室における読み聞かせは、一部の地域で実施されていますが、全体的な取り組みにはなっていない状況です。
- ③ 保育所、幼稚園などにおける課題
 - ・ 素ばなし^{※10}やアニメーション^{※11}について、職員研修の機会が少ないことが課題となっています。

数値目標 幼児一人当たりの年間利用冊数

一人あたり年 10冊以上 貸出冊数の把握が困難

※10 本を使わず言葉だけで民話などを語る技法の一種。

※11 スペインで開発体系化された、読書をゲームとして楽しみながら子どもの読解力や表現力を引き出すための方法。

④ 学校における課題

- それぞれの学校で多様な取り組みは行われていますが、中学生や高校生の学校図書館利用状況は低調のままです。

数値目標 児童生徒一人当たりの年間利用冊数

小学校低学	一人 40 冊以上	結果	78%の小学校で達成
小学校中学年	一人 30 冊以上	結果	82%の小学校で達成
小学校高学年	一人 20 冊以上	結果	82%の小学校で達成
中学生	一人当たり 10 冊以上	結果	貸出冊数の把握が困難
高校生	一人当たり 5 冊以上	結果	貸出冊数の把握が困難



「読書の木」おすすめの本紹介（美山小学校）

(2) 基本方針2「身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実」について

① 図書館における課題

- 専門性の高い図書館サービスを支える図書館職員について、継続的な研修が必要です。
また、司書職員^{※12}の複数配置など、適正な人員体制づくりを進める必要があります。
- 公共図書館と学校図書館の連携を推進する上で、学校図書支援員（学校司書）との定期的な打ち合わせや研修会を開催することが求められています。
- ヤングアダルト^{※13}コーナーの設置はされていますが、中高生の利用は少ないのが現状です。中高生の図書館利用推進のための工夫が必要です。
- 学校支援セット^{※14}の利用は低調のままです。今後、学校の要望に沿った見直しが必要です。

※12 図書館業務に従事する専門職員。

※13 13歳～19歳の世代。

※14 学校の授業や調べ学習などの教育活動を支援するために、テーマ別に図書を集めたセット。

数値目標と成果

学校支援セット（小・中学校）の利用数

年間23回 結果 3校のべ4回 未達成

- ・ インターネットを活用した調べ学習が主になりつつあることから、図書館でのインターネット環境の整備が必要になっています。
- ・ 支援を必要とする子どもへの読書活動のバリアフリー化については、令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が成立し、更なる読書環境の整備が必要です。

② 学校における課題

- ・ 学校図書館において、蔵書データベースの構築は完了しているものの、有効活用ができていない状況にあります。子どもの学校図書館利用促進のためにも学校図書館システム※¹⁵の導入が必要です。

(3) 基本方針3「読書活動への理解と関心を高めるための啓発」について

- ・ 全般的に子ども読書に関するイベントなどの開催情報や、行事日程の調整など、施設同士の連携が必要です。



図書委員会による図書祭り（美山小学校）



図書館入口（芦沢小学校）



朝の読み聞かせ（船引小学校）



絵本の読み聞かせ（常葉小学校）

※15 データベースを活用して保有する図書を管理するシステム。

第2章 第三次計画の基本方針

1 基本方針とスローガン

近年、少子高齢化や生産人口減少、グローバル化並びに情報通信技術（ICT）の進展等による社会情勢が著しく変化しています。

このような状況の中で、子どもたちは正しい情報を選択して取り込み、考え、判断し表現する「新しい時代に必要となる資質・能力」を育む必要があります。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるために欠くことのできないものです。

変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちは、基礎的・基本的な知識や技能を読書から習得し、それらを活用してさまざまな課題に積極的に対応していけるよう強く生き抜く力を身につけることが重要です。

田村市教育大綱では、「未来を担うひとづくり」を教育の基本方針とし、「ふるさとに誇りを持ち、進路を切り開き、社会のたのもしい担い手として、たくましく生き抜く子どもの育成」を教育の目標としています。

特に、読書は子どもの成長にとって不可欠であるばかりか、大人になってからも読書で培われた能力は一層重要なものとなります。

大人になってからも読書を続けるためには、「子どもころから読書習慣を身に付けること」が大切です。

読書習慣を身に付けるためには、①家庭、地域、学校が連携し協力し、乳幼児期など早い段階から読み聞かせを始め、読書の楽しさや面白さを伝え、学童期や青年期になっても読書を生活の一部として位置づけることができるよう読書に親しむ機会を提供することが必要です。

また、子どもたちが日常的に読書するためには、②いつでも身近に本があり、本が読める環境が必要です。家庭のみならず、学校図書館や公共図書館などに発達段階に応じた図書が必要です。この計画を推進する上で、大切なことは、③保護者をはじめ関係機関、団体の職員スタッフの子ども読書活動に対する理解と関心を高めることが何よりも重要です。

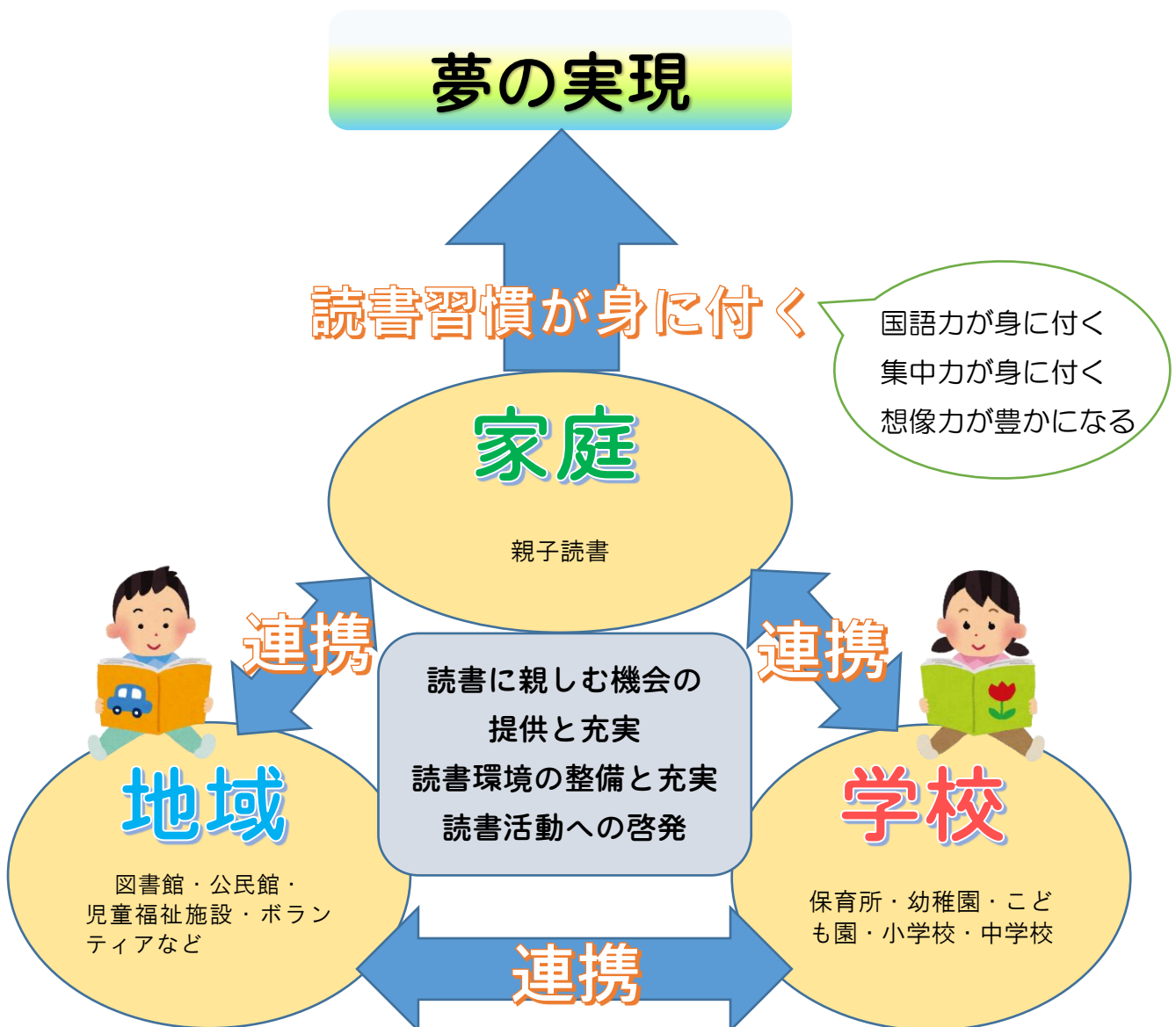
子どもの「読書習慣を身に付ける」ことを最重点課題として掲げるとともに、第二次計画の基本方針を継承し、次の3つの基本方針により具体的取組を進めていきます。

スローガン

「未来の夢をかなえる 読書習慣を身に付けるために」

基本方針

- 1 家庭、地域、学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実
- 2 身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実
- 3 読書活動への理解と関心を高めるための啓発



2 計画推進の留意事項

3つの基本方針に沿って、家庭、地域、学校が連携し具体的な方策を効率的に行うためには、子どもの発達段階や支援を必要とする子どもへの配慮が必要です。

(1) 子どもの発達段階への配慮

読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から発達段階に対応した読書活動が切れ目なく継続することが重要であり、そのための環境を整備することが大切です。

そのためには、子どもの発達段階における特性を理解する必要があります。

～発達段階における子どもの特性～

【乳幼児期】0歳～概ね6歳

文字を読むことができない乳幼児期には、保護者と子のふれあいのための手段の一つとして、子どもの興味や成長に沿って編集された図鑑や科学絵本、豊かな感性を育むことに役立つ物語や絵本の読み聞かせが大切です。

子どもは、これらの絵や文字、言葉の響きなどから様々な情報を得ます。

身近な大人が、読み聞かせを通して自分に関わってくれる安心感を持つことで、健やかに成長していくことができます。

学童期近くになると、自ら文字を読むことができるようになる子どもがでてくるので、周囲の大人たちは、子どもの興味を尊重しながら、本に触れるきっかけ作りをしていくことが求められます。

【学童期】概ね7歳～概ね12歳

この時期には、話す・聞く・書く・読むなどのコミュニケーション能力が高まると同時に、興味や関心の幅が急激に広がり、子どもの好みも明確になってきます。

関心のある分野の本や雑誌は好んで読んでも、興味のないものや苦手な教科に関連するものなどは、敬遠する傾向が見られるようになってきます。

活字だけに限らず、パソコンや視聴覚教材など多様なメディアを活用したり、子どもが主体的に読書活動に関われるような環境整備をしたりするなど、家庭でもできるだけの働きかけをしていくことが大切です。

【青年前期・中期】概ね13歳～概ね18歳

青年期には、学童期よりもさらに興味や関心のある分野への傾倒が深まり、読書への関心は、個人によって大きく異なってきます。

楽しみのための読書に加え、上級学校での学習や進学にともない、調査や研究などを目的とした読書も増えてくる時期でもあります。

人生設計の上で重要な時期を迎えるこの世代の読書は、環境を整備した上で、大いに推奨していくことが重要です。

(2) 支援を必要とする子どもたちへの配慮

具体的な取り組みを進めるうえで、支援を要する子どもたちへの配慮が必要となります。

平成28年4月に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）では行政機関等において障害者への「合理的配慮」の提供が義務付けられ、さらに令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、国や自治体が果たすべき責務が示されました。

図書館や市の子どもに関わる機関では、ユニバーサルデザイン^{※16}の観点から、支援を必要とする子どもたちが、地域において自主的に読書活動を行い、本に触れて楽しめる環境整備を進めていく必要があります。

そのため、第三次計画においても引き続き支援が必要な子どもに対して、その子どもが利活用できる資料と機器の充実や、本に親しみ楽しさに触れる読み聞かせなど機会の提供することが重要です。

また、図書館は県立点字図書館などと連携し、読書活動の情報提供に努めるとともに、図書館や各施設を利用する際に、不自由を感じる事が無いよう、支援・介助などに努めるとともに施設のバリアフリー化を進めていくため普段から意識的に取り組む必要があります。



読み聞かせの係活動（船引小学校）



図書館見学（芦沢小学校）



テーマ別図書コーナー（美山小学校）



読書の時間（要田小学校）

※16 年齢や性別、身体的能力などの違いに関わらず、初めから全ての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

第3章 第三次計画の具体的方策

《基本方針1》

家庭、地域、学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭における取り組み

家庭は、子どもが初めて本と出会う大切な場所です。子どもが本を好きになり、読書を習慣化するためには、保護者が読書の意義や必要性について理解を深め、読書を通して子どもとの関わり合いを楽しみながら継続することが重要です。

このため、家庭においては読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書をしたり、図書館へ連れていくなどして成長に応じた適切な本を提供し、子どもが読書に親しむきっかけを作ることが大切です。また、家族で読書を習慣にしたり、読書を通じて感想を話し合ったりするなど、継続的に読書に対する興味や関心を引き出すよう取り組むことも必要です。

子どもの読書の習慣は、生活の中で繰り返し読書体験を積むことで身に付きます。

具体的取組

- ① 絵本の読み聞かせ
- ② 保護者が子どもと一っしょに読書する
- ③ 図書館の活用や読書行事等への親子参加



乳幼児期には読み聞かせを中心に、学童期以降では、親子で同じ本を読み、感想を述べ合う家読などを実施することです。

家庭内での取り組みを充実させるため、地域、学校などが連携協力し、読書活推進のための様々な情報提供や支援を行います。



おはなしの広場～冬の巻～（図書館）



読書（船引南中学校）

2 地域における取り組み

(1) 図書館における取組

図書館は、地域の情報センターであると同時に読書活動推進の中心となる施設です。子どもたちが様々な本と出会い、読んでみたい本を自由に選び、読書の楽しさを知ることができる場所であるとともに、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選び、相談できる場所でもあり、読書活動支援のための中心的な役割を持っています。

また、おはなし会や講座、展示会などを開催するほか、多くの要望に応えられるように、幅広い資料の収集や魅力ある書架づくりに努め、子どもの利用拡大と児童書の貸出増加に努めます。

具体的取組

- ① ボランティアとの協働によるおはなし会やブックトーク※¹⁷の実施
- ② 子どもの発達段階に応じたブックリスト※¹⁸の作成や提供
- ③ ホームページ、SNS による情報提供
- ④ テーマ別図書コーナーの設置
- ⑤ 子ども向け講座の開催（子ども司書養成講座、子ども語り手養成講座）
- ⑥ 読書まつりの開催（おはなし会、おすすめ本の展示会など）

(2) 公民館

学校支援地域本部※¹⁹と図書館が連携し、子どもや保護者、読書に携わる人との協働で事業を実施し、読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

具体的取組

- ① おはなし会ボランティアによる学校での読み聞かせの実施



読書（図書館滝根分館）



読み聞かせ（要田小学校）

※17 一つのテーマに沿って本を紹介し、「読んでみたい」という意欲を促す技法。

※18 テーマにあわせて、本を薦めたり、紹介するために作られた目録。

※19 保護者や地域住民などのボランティアの協力により、地域全体で学校教育の支援を行う仕組み及びその組織。

(3) 放課後子ども教室^{※20}・放課後児童クラブ^{※21}

小学校空き教室などで実施される放課後子ども教室や児童福祉施設等で実施される放課後児童クラブでは、子どもが学校から下校し家庭に帰るまでの時間を見守る事業が実施されています。

子どもたちは、学校の授業から離れ、好きなことをしたり、集団で遊んだりする中で貴重な体験を積み成長していきます。

放課後子ども教室や放課後児童クラブでは、それぞれの特性に合わせた事業を行っていますが、読み聞かせや読書などを位置づけ、読書活動の充実を図ります。

具体的取組

- ① 日常的な読み聞かせの実施
- ② おはなし会ボランティアによる読み聞かせの実施

(4) 児童福祉施設（児童館、三世代ふれあい交流館、子育て支援センター）

これらの児童福祉施設では、自由来館や育児相談などそれぞれの特性に合わせた事業のなかで、読み聞かせや読書などを位置づけ、読書活動の充実を図ります。

具体的取組

- ① 日常的な読み聞かせの実施
- ② おはなし会ボランティアによる読み聞かせの実施



読書集会（瀬川小学校）



新刊コーナー（要田小学校）

※20 主に小学生を対象とした放課後の安全な居場所作りの活動。各小学校で実施しており本市ではめだかの学校と呼ぶ。

※21 学童保育のこと。保護者が就労等により、放課後家庭で保育を受けることができない小学生を対象に、適切な場を提供し児童の健全な育成を図る。

3 学校等における取り組み

(1) 幼稚園・保育所・こども園

幼稚園や保育所、こども園は、子どもが多くの時間を過ごし様々な経験を積み上げる場所であり、子どもの成長にとってとても重要な役割を果たしています。

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、積極的に絵本や物語に親しむ活動を行うことが期待されています。

具体的取組

- ① 保育士や幼稚園教諭、ボランティアによる定期的な読み聞かせなどの実施
- ② 素ばなしなどの語りを通した「聴く」耳と想像力の育成
- ③ 読書活動と園行事を連動させた啓発活動の実施
- ④ 読み聞かせ、アニメーションなど楽しい読書体験の機会の拡充
- ⑤ 教育・保育活動を中心に積極的に読み聞かせやおはなしを取り入れるなど本に触れ合う機会を充実させる。
- ⑥ 幼稚園、保育所、こども園等の4歳・5歳児の在籍する施設に図書を配布し読み聞かせをするブックセカンド事業^{※22}の実施



ビブリオバトル（都路中学校）

(2) 小学校・中学校

子どもが生涯にわたり読書に親しみ読書習慣を身に付ける上で、学校は大きな役割を担っています。新しい学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することとされています。

学校では、子どもたちが、読書の量を増やすとともに読書の質を高めつつ読書を楽しみ、幅を広げていけるように支援するといった役割があります。

学年や校種の違いによって、発達段階が異なるため、学校の状況により選択的に取り組む必要があります。

※22 ブックスタートに続いて少し成長した子どもへの読書推進の取り組み

具体的取組

- ① 教職員やボランティアによる読み聞かせやブックトークなどの実施
- ② 素ばなしなどの語りを通じた「聴く」耳と想像力の育成
- ③ アニメーションなどの楽しい読書体験の機会の拡充
- ④ 朝読など全校一斉の読書活動
- ⑤ 読書活動と学校行事を連動させた啓発活動の実施（親子読書、家読、ノーメディアデー、ビブリオバトルなど）
- ⑥ 興味や関心を深く掘り下げるための情報提供
- ⑦ 授業における学校図書館の計画的な利用
- ⑧ 学校図書館と市の図書館との連携を図り、学校図書館のデータベースを活用した調べ学習などの利用促進を図りながら、読書活動の充実と学力向上を図る。
- ⑨ 小学校における高学年から低学年への読み聞かせ(委員会活動の活用)
- ⑩ 校内放送を活用した読み聞かせの実施



ビブリオバトル（滝根中学校）



多読賞（旧古道小学校）



ブックトーク（瀬川小学校）



図書カウンター（瀬川小学校）

《基本方針2》 身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実

1 家庭における取り組み

家庭で定期的に読書の時間をつくることや、乳幼児期から読み聞かせをしたり、子どもといっしょに本を読んだりするなどの読書に親しむ習慣をつくる必要があります。

そのためには、図書館等を利用し、様々な種類の本との触れ合う機会を増やすとともに、発達段階に応じた本を与えたり、読書後に家族で話しあう時間をつくり、読書に対する興味や関心を引き出す親子読書や家読、読書の時間を作り出すノーメディアデーに取り組むことが求められています。

具体的取組

- ① 図書館等、本のある施設に子どもを連れていくなどし、成長に応じた適切な本を子どもに提供する。
- ② 乳幼児期から読書に親しむ環境をつくる。
- ③ 家読、15分読書、ノーメディアデーなど読書時間を確保する。

2 地域における取組

(1) 図書館における取り組み

図書館では、家庭や学校などとの連携を強化するため、発達段階のどこの時にも対応できるような読書環境をつくるのが大切です。特に読書量の低下傾向がある中学生や高校生の図書館利用を促進するため、図書選定や展示などでの工夫が大切です。

また、支援を必要とする子どもの読書活動についても、その子どもが利用できる資料と機材の充実を図り、図書館利用の際の支援・介助などに努めるとともに、本に親しみ、楽しさに触れる機会の充実に努めていきます。

具体的取組

- ① 利用しやすい書架の配置、高さや動線の工夫
- ② 支援を必要とする子どもが利用しやすい図書館の環境整備及び資料の充実
- ③ 興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集
- ④ 県立図書館、他公共図書館や大学図書館などとの相互協力
- ⑤ 職員の資質とスキルの向上
- ⑥ ヤングアダルトコーナーの整備と充実
- ⑦ 学校支援セットの整備充実

- ⑧ インターネット環境の整備など調べ学習への対応強化
- ⑨ 見学学習、体験学習への対応の充実
- ⑩ 学校図書支援員（学校司書）との定期的な打合せや研修などによる連携強化

(2) 公民館における取組

学校支援地域本部と連携し、学校図書館の環境整備に努めます。

- ① 学校支援地域本部を活用した学校図書館の環境整備

(3) 放課後子ども教室・放課後児童クラブ等における取組

- ① 放課後子ども教室や放課後児童クラブへの読書コーナーの設置
- ② 興味をもって読みたいと思う本を収集し、蔵書の充実を図る。

(4) 児童福祉施設（児童館、三世代ふれあい交流館、子育て支援センター）及び保健センターなどにおける取組

各施設の特徴に合わせた図書コーナーが設置されています。保護者を含め子どもたちの利用が促されるような工夫が必要です。

具体的取組

- ① 子どもが利用しやすい書架の配置、高さや動線の工夫
- ② 子どもの興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集
- ③ 施設の特性に合わせた図書を収集し蔵書の充実を図る。



生徒による図書紹介（船引南小学校）



図書委員会による読み聞かせ
（大越小学校）

3 学校等における取り組み

(1) 幼稚園、保育所、こども園における取り組み

保育活動や幼児教育の中で、読書活動の充実を図るためには、発達段階に応じた図書などの収集など、環境の整備が必要です。

- ① 乳幼児が日常的に、安心して安全に本に触れることのできる環境を工夫する。
- ② 発達段階に応じて、子どもの興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集を行い、蔵書の充実を図る。
- ③ 図書コーナーの設置と工夫

(2) 小中学校における取り組み

全ての学校には学校図書館が設置されています。学校図書館は「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の3つの機能を持っている施設で学校教育において欠くことのできないものとなっています。

学校図書館では、子どもたちの読書への関心を高め利用しやすい雰囲気づくりとなるように工夫するとともに、子どもたちが興味を持って手に取りたくなる図書や、いつでも自由に本が利用できる蔵書の充実整備が必要です。

- ① 図書コーナーの設置と工夫
- ② 総合学習をはじめ各教科で参考となる資料や子どもたちの要望、興味を反映した資料の収集
- ③ 多読賞、読書の木などの読書の啓発を兼ねたコーナーの設置
- ④ 魅力的な書架や図書の管理運営
- ⑤ 蔵書のデータベースを活用した学校図書館の利用促進・蔵書管理の適正化（学校図書館システムの導入など）
- ⑥ 学校司書の配置及び学校支援地域本部事業による支援体制の確立



読書月間の様子（滝根小学校）

《基本方針3》 読書活動への理解と関心を高めるための啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や必要性について保護者の理解を深めるとともに、保護者が地域や学校と連携し、積極的に自らの役割を果たせるようにすることが大切です。また、子ども自身が、読書の楽しさや大切さを理解し、読書習慣を身に付けられるようにすることが必要です。

家庭、地域、学校において、読書活動を推進する気運を高めるには、「子ども読書の日」などに、図書館などで行われる様々なイベントを通じて、読書活動の意義や重要性についての普及・啓発の取り組みを継続的に取り組むことが大切です。

1 家庭における取組

子どもの読書活動において、成長に合わせた絵本を選ぶことはとても大切です。保護者も保育所、幼稚園、学校の先生や図書館の司書に相談して、より良い本を子どもに提供に努めます。

読書活動の推進には、保護者の理解と協力が必要です。保護者は読書活動が国語力の向上につながることを認識し、積極的な読書活動の推進に努めることが大切です。

具体的取組

- ① 子どもにあった本の選び方について図書館や学校等へ積極的に相談する
- ② 各施設で開催されているおはなし会や読書活動推進の行事等への参加

2 地域における取組

(1) 図書館における取り組み

図書館では、読書イベントによる保護者への働きかけにとどまらず、各施設職員、スタッフ、各種ボランティアなどへの研修や働きかけが必要です。

また、図書館利用が少ない中高生への取り組みとして、学校との連携による中学生を対象としたビブリオバトルなどの事業や、高校生のボランティアを活用した取り組みなどが求められています。

具体的取組

- ① ホームページや図書館だよりを活用した情報の発信
- ② 子ども読書の日などに合わせた事業の実施
- ③ 保護者やボランティア向けの講座や研修会の開催
- ④ ボランティア「図書館サポーター」の育成と協働（高校生ボランティア含む）

- ⑤ 見学学習、体験学習、インターンシップなどによる図書館事業の啓発
- ⑥ 事業所や個人向けの講座や研修会の開催
- ⑦ 育児相談と連携したブックスタートの実施
- ⑧ ブックリストの配布
- ⑨ 中高生を対象とした取り組み（ビブリオバトル等）

(2) 公民館における取り組み

公民館事業として実施される多様な学級講座などで、保護者に向け読書活動の意義や重要性について、さらに子どもの読書活動を支援するための知識や技術の習得についてをテーマに盛り込む必要があります。

具体的取組

- ① 家庭教育講座で子どもの読書活動の意義や必要性、読み聞かせの技術など読書活動推進に関するテーマを取り上げ普及に努める。

(3) 児童福祉施設及び保健センターなどにおける取り組み

乳児幼児健診や健康相談を行う保健センターや幼稚園や保育所などへの未就園児を対象とした子育て支援センターなどでは、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対して読み聞かせや読書活動の大切さや意義を普及することが求められます。

具体的取組

- ① 各種イベントに読書活動のパンフレットなどを配布
- ② 乳幼児健診や育児相談など保護者向け具体的取組の機会をとらえ、読書の必要性を伝える。
- ③ 図書館やその他の保育施設と連携した継続的な啓発活動の実施
- ④ 家庭の読み聞かせに適した図書の紹介



乳幼児向け読み聞かせ（図書館）



ブックスタート（船引保健センター）

3 学校等における取り組み

(1) 幼稚園、保育所、こども園における取り組み

就学前の子どもたちは、本への興味を持ち、本から様々な情報を得て、おはなしのおもしろさを知ることができ、本が大好きになる時期にあたると考えられます。

この時期に保護者へ読書の大切さを伝えることは、その後の家庭での読書活動推進の取り組みに大きく影響するため大変重要です。

具体的取組

- ① 乳幼児期の子どもに対する家庭での読み聞かせの重要性について、理解を深めるための啓発。
- ② 保護者に対して読書活動の意義と必要性などの情報提供を継続的に行う。
- ③ 子どもの読書の日、読書週間などの読書啓発の行事紹介
- ④ 定期的な図書紹介
- ⑤ 家庭における読み聞かせの機会の充実

(2) 小学校・中学校における取り組み

本格的な学習活動が始まる小学校から中学校までは、読書活動の習慣化に大切な時期であり、読書活動の意義や必要性などについて保護者や児童生徒への働きかけをする大きな役割があります。

具体的取組

- ① 保護者に対して読書活動の意義と必要性などの情報提供を継続的に行う。
- ② 家庭での音読や、15分間読書、家読など全校的な取り組みにより、読書習慣化を図る。
- ③ 定期的な図書紹介、読書情報の発信
- ④ 児童・生徒への読書指導
- ⑤ 子ども司書養成講座修了生の活動の場を設け、読書活動推進の意欲の継続を図る。



朝読書（常葉小学校）

第三次田村市子ども読書活動推進計画 具体的な取り組み一覧

		基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3
		家庭、地域、学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実	身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実	読書活動への理解と関心を高めるための啓発
家庭	家庭	<ul style="list-style-type: none"> 絵本の読み聞かせ 保護者が子どもといっしょに読書する 図書館の活用や読書行事等への親子参加 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館など本のある施設に子どもを連れて行くなどし、成長に応じた適切な本を子どもに提供する 乳幼児期から読書に親しむ環境をつくる 家読、15分読書、ノーマディアデーなど読書時間を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもにあった本の選び方について図書館や学校などへ積極的に相談する 各施設で開催されているおはなし会や読書活動推進の行事等への参加
地域	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアとの協働によるおはなし会やブックトークの実施 子どもの発達段階に応じたブックリストの作成や提供 ホームページ、SNSによる情報提供 テーマ別図書コーナーの設置 子ども向け講座(子ども司書養成講座、子ども語り手養成講座) 読書まつりの開催(おはなし会、おすすめ本の展示会など) 	<ul style="list-style-type: none"> 利用しやすい書架の配置・高さや動線の工夫 支援を必要とする子どもが利用しやすい図書館の環境整備及び資料の充実 興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集 県立図書館、他公共図書館や大学図書館などとの相互協力 職員の資質とスキルの向上 ヤングアダルトコーナーの整備と充実 学校支援セットの整備拡充 インターネット環境の整備など調べ学習への対応強化 見学学習や体験学習への対応の充実 学校図書支援員(学校司書)との定期的な打合せや研修などによる連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや図書館だよりを活用した情報の発信 子ども読書の日などに合わせた事業の実施 保護者やボランティア向けの講座や研修会の開催 ボランティア「図書館サポーター」の育成と協働 見学学習、職業体験、インターンシップなどによる図書館事業の啓発 事業所や個人向けの講座や研修会の開催 育児相談と連携したブックスタートの実施 ブックリストの配布 中高生を対象とした取り組み(ビブリオバトル等)
	公民館	<ul style="list-style-type: none"> おはなし会ボランティアによる学校での読み聞かせの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学校支援地域本部を活用した学校図書館の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育講座で読書活動の意義や必要性、読み聞かせの技術など読書活動推進に関するテーマを取り上げ普及に努める。
	放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な読み聞かせの実施 おはなし会ボランティアによる読み聞かせの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室や放課後児童クラブへの読書コーナーの設置 興味を持って読みたいと思う本を収集し、蔵書の充実を図る 	
	児童福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な読み聞かせの実施 おはなしボランティアによる読み聞かせの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 子供が利用しやすい書架の配置、高さや動線の工夫 子供の興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集 施設の特性に合わせた図書を収集し蔵書の充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントに読書活動のパンフレットなどを配布 乳幼児健診や育児相談など保護者向け具体的な取組の機会をとらえ、読書の必要性を伝える。 図書館やその他の保育施設と連携した継続的な啓発活動の実施 家庭の読み聞かせに適した図書の紹介
学校	幼稚園・保育所・こども園	<ul style="list-style-type: none"> 保育士や幼稚園教諭、ボランティアによる定期的な読み聞かせの実施 素ばなしなどの語りを通した「聞く」耳と想像力の育成 読書活動と園行事を連動させた啓発活動の実施 読み聞かせ、アニメーションなど楽しい読書体験の機会の拡充 教育・保育活動を中心に積極的に読み聞かせやおはなしを取り入れるなど本に触れ合う機会を充実させる。 幼稚園など4・5歳児の在籍する施設に図書を配布し読み聞かせをするブックセカンド事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児が日常的に安心して安全に本に触れることのできる環境を工夫する。 発達段階に応じて、子どもの興味や探求心に対応した多種多様な資料を収集を行い、蔵書の充実を図る。 図書コーナーの設置と工夫 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期の子どもに対する家庭での読み聞かせの重要性について理解を深めるための啓発 保護者に対して読書活動の意義と必要性などの情報提供を継続的に行う。 子供読書の日、読書週間などの読書啓発の行事紹介 定期的な図書紹介 家庭における読み聞かせの機会の充実
	小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> 教職員やボランティアによる読み聞かせやブックトークなどの実施 素ばなしなどの語りを通した「聞く」耳と想像力の育成 アニメーションなどの楽しい読書体験の機会の拡充 朝読など全校一斉の読書活動 読書活動と学校行事を連動させた啓発活動の実施 興味や関心を深く掘り下げるための情報提供 授業における学校図書館の計画的な利用 学校図書館と市の図書館との連携を図り、学校図書館のデータベースを活用した調べ学習などの利用促進を図りながら、読書活動の充実と学力向上を図る 小学校における高学年から低学年への読み聞かせ(委員会活動の活用) 校内放送を活用した読み聞かせの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 図書コーナーの設置と工夫 総合学習をはじめ各教科で参考となる資料や子どもたちの要望、興味を反映した資料の収集 多読賞、読書の木などの啓発を兼ねたコーナーの設置 魅力的な書架や図書の管理運営 蔵書のデータベースを活用した学校図書館の利用促進・蔵書管理の適正化(学校図書館システムの導入) 学校司書の配置及び学校支援地域本部事業による市全域での支援体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対して読書活動の意義と必要性などの情報提供を継続的に行う 家庭での音読や、15分間読書、家読など全体的な取り組みにより、読書習慣化を図る 定期的な図書紹介、読書情報の発信 児童・生徒への読書指導 子ども司書養成講座修了生の活動の場を設け、読書活動の意欲の継続を図る

第4章 第三次計画の推進体制

1 推進体制

この計画の目標達成のためには、家庭、地域、学校が連携、協働して行うことを基本としており、関係機関、各種団体が情報を共有し、連携協力しながら、具体的に取り組みを進めることにしています。

そのためには、関係機関、団体のとりまとめ機関として新たな組織を立ち上げ、計画推進体制を整えます。

2 計画実施状況に対する定期的な評価

計画の実施にあたっては、P D C A（Plan 計画, Do 実行, Check 評価, Action 改善）サイクルのマネジメントメソッドにより、取り組み状況を絶えず把握し、改善していくことが重要です。

そのため、関係機関、各種団体から毎年の進捗状況について情報収集し、情報の共有を図りながら計画を推進していきます。



ボランティアによる読み聞かせ
(子育て支援センター)



ボランティアによる読み聞かせ
(緑小学校)



ビブリオバトル (船引中学校)



3 計画を達成するための目標値

この計画を達成するための目標値を下記のように定める。

		項目	令和6年度までに達成すべき目標値
図書館		子どもの図書カード登録率の向上※ ²³	乳幼児 15% (現状値 9.8%) 小学生 50% (現状値 43.2%) 中高生 60% (現状値 56.9%)
		子どもの登録者一人当たりの月間利用冊数の増加※ ²⁴	月1冊以上 (現状値 月0.5冊)
		学校支援セット(小・中学校)の利用回数の増加※ ²⁵	各校 年1回以上 (現状値 3校のべ4回)
		学校支援おはなし会の実施数の増加※ ²⁶	各学年 年2回 (現状値 各学年概ね年1回)
		子ども司書育成講座の受講者数※ ²⁷	年 受講者10名 (現状値 8名)
		読書支援者研修の実施	年2回開催
学校等	学校図書館の利用	幼稚園・保育所・こども園	年10冊以上/人 (絵本など)
		小学校低学年	年40冊以上/人 (絵本・図鑑・物語など)
		小学校中学年	年30冊以上/人 (物語・科学読本・伝記など)
		小学校高学年	年20冊以上/人 (科学読本・シリーズものなど)
		中学生	年10冊以上/人 (ヤングアダルト・小説・職業ガイドなど)
		高校生	年5冊以上/人 (ヤングアダルト・小説・時事解説書など)

※23 平成30年度子どもの人口に対する図書カード登録者数

※24 平成30年度登録者一人当たり(子ども)の年間利用冊数。

※25 平成30年度学校支援セット(小・中学校)の年間利用数。

※26 平成30年度幼稚園・小学校のおはなし会の各学年の年間実施数。

※27 平成30年度の子ども司書養成講座の受講者数

【資 料】

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

この法律は、公布の日から施行する。

田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成 21 年 8 月 1 日
教育委員会訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 田村市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の原案の策定を検討するため、田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の原案の策定にかかる調査及び検討に関すること。
- (2) 推進計画の原案の策定に関すること。
- (3) その他推進計画の原案の策定にかかる必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

2 委員長は生涯学習課長を、副委員長には図書館長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、教育長が招集し、委員長が主宰する。

2 委員長は、必要に応じ関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 委員会に推進計画の原案の策定に必要な事項について、調査、研究を行うため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、別表第 2 に掲げる課、又は委員長が別に指定する課の所属長が推薦する者をもって組織し、生涯学習課担当者が座長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 8 月 1 日から施行し、設置の目的を達成したときは、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

第三次田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿

団体・部局等	職名	氏名	備考
学校関係者	小中学校長会代表	横田 善広	瀬川小学校長
保健福祉部	こども未来課 課長	石井 孝道	
	同 子育て応援係長	伊藤 文恵	
教育委員会	生涯学習課 課長	吉田 雅弘	委員長
	同 図書館担当	渡辺 哲市	
	図書館 館長	渡辺 義英	副委員長
	学校教育課 課長	安生 昌弘	
	同 指導管理係長	菅野 学	

別表2（第6条関係）

第三次田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会ワーキンググループ構成員名簿

団体・部局等	職名	氏名	備考
学校関係者	小中学校長会代表	横田 善広	瀬川小学校長
保健福祉部	こども未来課 子育て応援係長	伊藤 文恵	
	保健課 主任保健技師	紺野 久美子	
教育委員会	生涯学習課 図書館担当	渡辺 哲市	
	図書館 館長	渡辺 義英	
	同 主事	坂本 果林	
	学校教育課 指導主事	佐藤 知巨	

第三次田村市子ども読書活動推進計画

～未来の夢をかなえる

読書習慣を身に付けるために～

令和2年3月策定

編集 田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会

発行 田村市教育委員会

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電話 0247-81-1213

Fax 0247-81-1228

e-mail shogai@city.tamura.lg.jp